

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和8年2月16日

福岡市交通局総務部総務課

1. 公募の趣旨

当課では、交通局本局庁舎5階・6階で現在使用している電話機の移設・既設機器データ設定変更等につき、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としている。本件業務委託について、事前に他の複数の事業者へ聞き取り調査を実施したが、対応可能と回答した事業者は確認できなかった。このため、本業務委託について、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の履行を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、4. の公募要件を満たすと認められる者が全て辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

交通局本局5階・6階における組織変更に伴う電話機移設業務委託

(2) 請負契約等の内容

事務用電話機の移設、既設電話システムデータ設定変更、再配線、配線図の作成等

(3) 履行期間（予定）

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2. (2) の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。
- (3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 福岡市内に本店、支店またはこれに準じる事業所を有すること。
- (4) 当該業務を的確に実施できると認められる要員、設備、経験を有しており、それを証明できる者であること。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

- ① 配布期間

令和8年2月16日（月）～令和8年3月3日（火）

（土曜・日曜・祝日を除く 10時00分から16時00分まで）

- ② 配布場所

福岡市交通局総務部総務課

所在地 福岡市中央区大名二丁目5番31号

電話 092-732-4105

担当 佐藤

- ③ 配布方法

配布場所において配布

- ④ 配布書類

公募説明書、委託仕様書、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間

令和8年2月16日（月）～令和8年3月3日（火）

（土曜・日曜・祝日を除く 10時00分から16時00分まで）

- ② 提出場所

（1）（2）に同じ

- ③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に4. の公募要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

- (3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに（2）②の提出場所に到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、4. の公募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、事業所管局に対して、4. の公募要件を満たさないとされた理由について、書面により説明を求めることが出来る。

6. 問い合わせ先

福岡市交通局総務部総務課

所在地 福岡市中央区大名二丁目5番31号

電話 092-732-4105

担当 佐藤

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該委託の見積合わせを中止する場合がある。